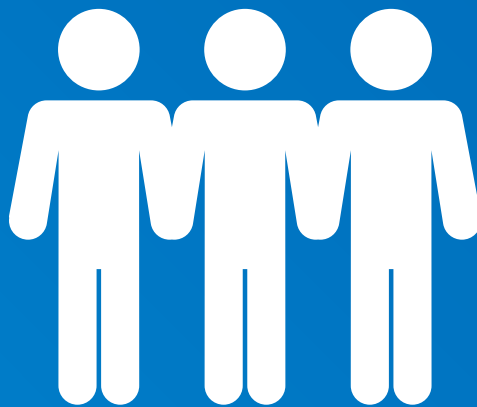




首都直下地震(M7クラス)の発生確率は、今後30年以内に70%!!

# 渋谷区民防災マニュアル



平成27年7月  
渋谷区危機管理対策部



# はじめに

渋谷区では、今後30年以内に70%の確率で発生すると想定される首都直下地震に備え、阪神・淡路大震災から20年の節目を迎えた本年に、『渋谷区民防災マニュアル』を発行することになりました。

このマニュアルには、区の震災対策をはじめ、大地震が発生したときに区民の皆さんが身の安全を確保し、的確な手順で避難するためのポイントがまとめてあります。

また、建物の耐震改修、家具類の転倒防止、水・食料・トイレ用便袋の用意など、事前に備えておくべき対策を取り上げるとともに、巻末には地区別の「防災地図」と区全域の「帰宅困難者支援マップ」を掲載しています。

とりわけ、「震度5強以上の地震」が発生したときの対応として、次の2点を明確にしているのが特徴です。

- ①自主防災組織（町会、自治会）・学校教職員5名・区職員3名が参集して、「避難所」を直ちに開設すること（6ページ参照）
- ②渋谷区の医師会・歯科医師会・薬剤師会の医療従事者と区職員3名が参集して、「医療救護所」を開設すること（8ページ参照）

災害に強いまちをつくるには、「家庭（自助）」「地域（共助）」「区及び関係機関（公助）」が一体となって、震災対策に取り組まなければなりません。

このマニュアルを通して、地震発生時の行動、避難の方法、避難所や医療救護所などについて理解を深め、各家族で必要な準備を進めるとともに、日ごろから地域の防災訓練や行事に参加し、向こう三軒両隣で顔の見える関係を築いていきましょう。

平成27年7月  
渋谷区危機管理対策部



## 目次



- |          |                           |    |
|----------|---------------------------|----|
| <b>1</b> | 渋谷区の震災対策の基本的な考え方          | 2  |
| <b>2</b> | まずは身の安全を確保する              | 3  |
| <b>3</b> | 区民の避難の流れ                  | 4  |
| <b>4</b> | 応急危険度判定による二次災害の防止         | 5  |
| <b>5</b> | <b>あなたの「避難所」を知っていますか？</b> | 6  |
| <b>6</b> | <b>「医療救護所」とは？</b>         | 8  |
| <b>7</b> | 子どもの安否情報をお知らせします          | 10 |
| <b>8</b> | 震災時には災害対策本部を開設します         | 12 |
| <b>9</b> | わが身と家族を守る事前の備え            | 14 |

## 各種資料



地域の防災地図

帰宅困難者支援マップ

わが家の防災メモ



# 1

## 渋谷区の震災対策の基本的な考え方

### 渋谷区の被害想定

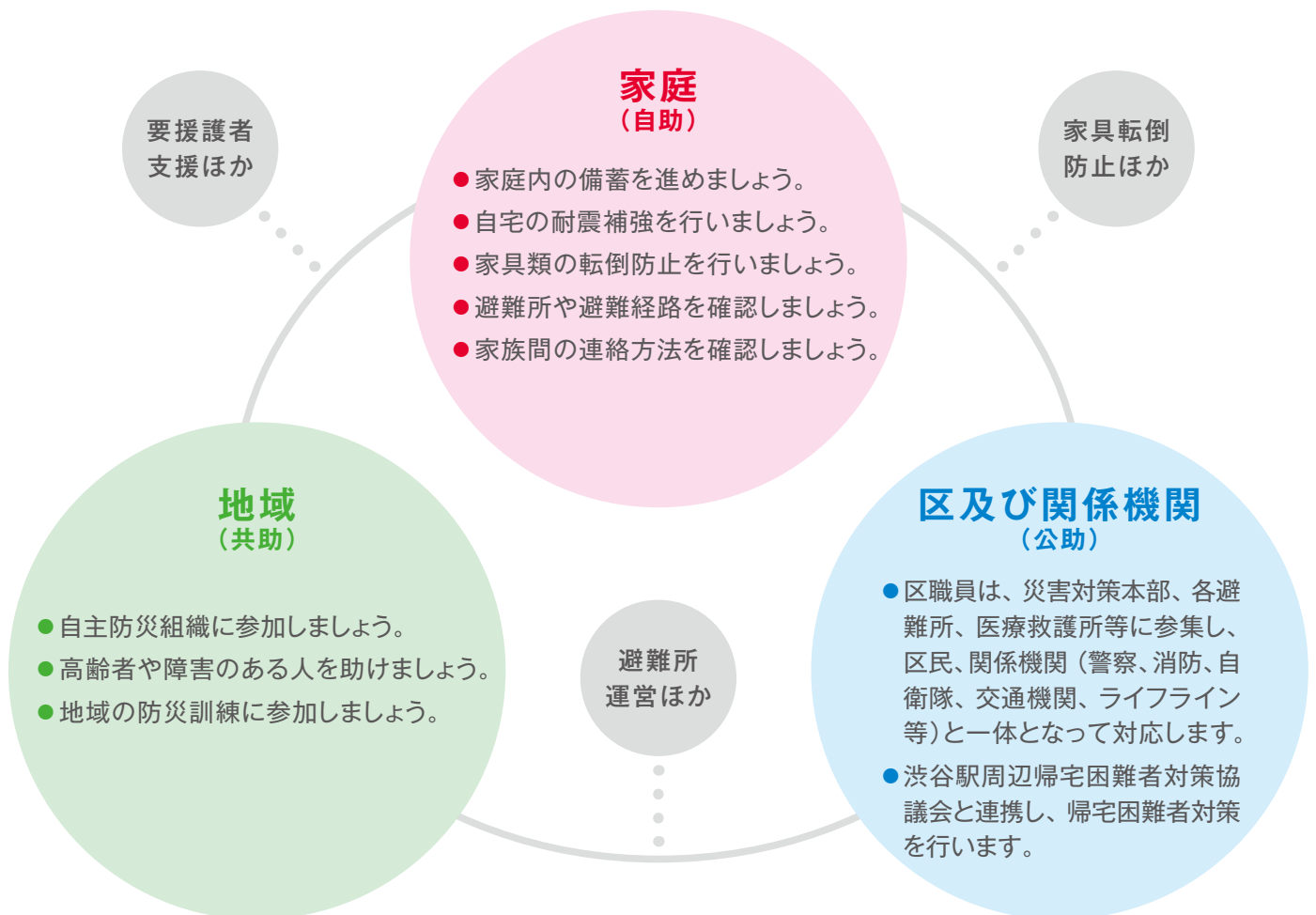
政府の地震調査委員会によると、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生するといわれています。もし、渋谷区で震度6強の地震が発生した場合、死者数が約250人（夜間人口の約0.12%）、負傷者数が約5,000人（夜間人口の約2.4%）、全壊棟数約5,800棟（区内建物数の約15%）の被害想定が出されています。

### ライフラインの被害想定（渋谷区）

電力施設／停電率	27.9 %
通信施設／不通率	11.0 %
ガス施設／供給停止率	20.2 %
上水道施設／断水率	37.8 %
下水道施設／管きよ被害率	31.1 %

※「首都直下地震等による東京の被害想定」  
（平成24年4月 東京都公表から引用）

### 家庭、地域、区及び関係機関が一体となった震災対策





## 2 まずは身の安全を確保する

### 自らの命は、自らが守ります

地震が起きたときは、何よりも自分の命を守ること、そしてけがをしないことが大切です。地震の揺れを感じたら、まず身の安全を最優先に行動しましょう。

※東京消防庁「地震 その時10のポイント」から引用

#### 地震時の 行動

##### 地震だ! まず身の安全

- 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

##### 【高層階（概ね10階以上）での注意点】

- 高層階では、揺れが数分続くことがある。
- 大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

#### 地震直後の 行動

##### 落ちついて火の元確認、 初期消火

- 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- 出火した時は、落ちついて消火する。

##### あわてた行動、 けがのもと

- 屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- 瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

##### 窓や戸を開け、出口を確保

- 揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。

##### 門や塀には近寄らない

- 屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

#### 地震後の 行動

##### 火災や津波、確かな避難

- 地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。
- 沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

##### 正しい情報、 確かな行動

- ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

##### 確かめ合おう、わが家の 安全、隣の安否

- わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

##### 協力し合って、 救出・救護

- 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

##### 避難の前に安全確認、 電気・ガス

- 避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。



# 3 区民の避難の流れ

大きな地震に見舞われ、建物の倒壊や火災などの危険がある場合は、速やかに避難行動を取ってください。危険がない場合は、自宅にとどまってください。

## 大地震が発生!



Q

建物倒壊や火災などにより、自宅にいることが不安。



はい



いいえ

A

### 一時（いつとき）集合場所へ避難

一時集合場所は、建物倒壊や火災の影響の少ない学校や公園などが指定されています。危険が増したときすぐに次の行動に移れるよう、様子をみます。

A

### 自宅にとどまる

余震の影響や火災の発生など、新たな危険が発生しないか、まわりの様子に気を配りましょう。



自宅を離れるときは、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切り、非常時持出品など必要最小限のものを持って避難します。



OFF



OFF



Q

燃え広がった火災が一時集合場所や自宅に迫ってきており、危険を感じる。



はい



いいえ

A

### 避難場所へ避難

避難場所は、火災が拡大するおそれのない広い公園などが指定されています。火災の危険がなくなるまで、とどまる必要があります。※20ページ以降の地図を参照

A

### 自宅や一時集合場所にとどまる

Q

建物倒壊や火災によって自宅に住めなくなった。応急危険度判定により、自宅に住むことが危険と判定された。



はい



いいえ

A

### 避難所で生活する

避難所は区立の小中学校などが指定されています。※20ページ以降の地図を参照  
仮設住宅などの居住場所が確保できるまでの間、避難者同士で助けあって生活します。

A

### 自宅で生活する



## 4 応急危険度判定による二次災害の防止

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスなどの落下の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止することを目的としています。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者をはじめ付近を通行する歩行者などにも、その建築物の危険性を知らせます。応急危険度判定は、講習を受講して認定を受けた建築士（応急危険度判定員）が行います。

### 渋谷区で活動する主な応急危険度判定員

問 まちづくり課 ☎ 3463-2647

地区	会社名	担当者氏名
新橋	柳田建築計画室	柳田 英一
	マンダ計画(有)	塚部 彰
恵比寿	ICAデザイン研究室	石原 貞治
	(株)RISE構造設計	野口 英孝
氷川	(株)吉田デザインコーナー	吉田 真澄
	(株)アイ・エーシー	山本 誠
大向	(株)南條設計室	南條 洋雄
	瀬戸空間プロデュース(株)	瀬戸 英二
上原	佐藤建築設計室	佐藤 里志
	(株)テラ設計工房	臼井 勝之
西原	増沢建築設計事務所	増沢 幸尋
	(株)ケイエム構造設計	亀嶋 幸輔
初台	岡部則之計画工房	岡部 則之
	(株)佐野建築研究所	長井 隆志
本町	(株)坂井田構造事務所	坂井田 泰圭
	アーキテム・安田計画設計室	安田 浩司
笹塚	(有)インターフェース 建築事務所	永松 暁
	(株)協和コンサルタンツ	庄司 安廣
千駄ヶ谷	鶴岡・泉・吉田 建築設計室	吉田 尚夫
	(株)ソア	瀬尾 敏明
神宮前	MHA建築設計事務所	平井 正之
	(有)野崎設計	野崎 岳夫

(2015年4月現在)



# 5

## あなたの「避難所」を知っていますか？

### 避難所の基本的な考え方

避難所は、「自宅での生活が困難になった区民が一時的に生活する場所」で、区立小中学校など32施設が指定されています。また、帰宅困難者は、帰宅困難者支援（受入）施設を使用し、区民が使用する避難所と帰宅困難者が使用する支援施設を区別し、災害時の混乱を防ぎます。

※20ページ以降の地図を参照して、自分の避難所を確認しましょう。

#### ！ 在宅避難のすすめ

自宅が耐震機能を有し、被害が軽微な場合は、在宅での生活を基本としてください。

- 過去の地震では、空き巣狙いが多発しています。治安面からも在宅避難は優れているといわれています。

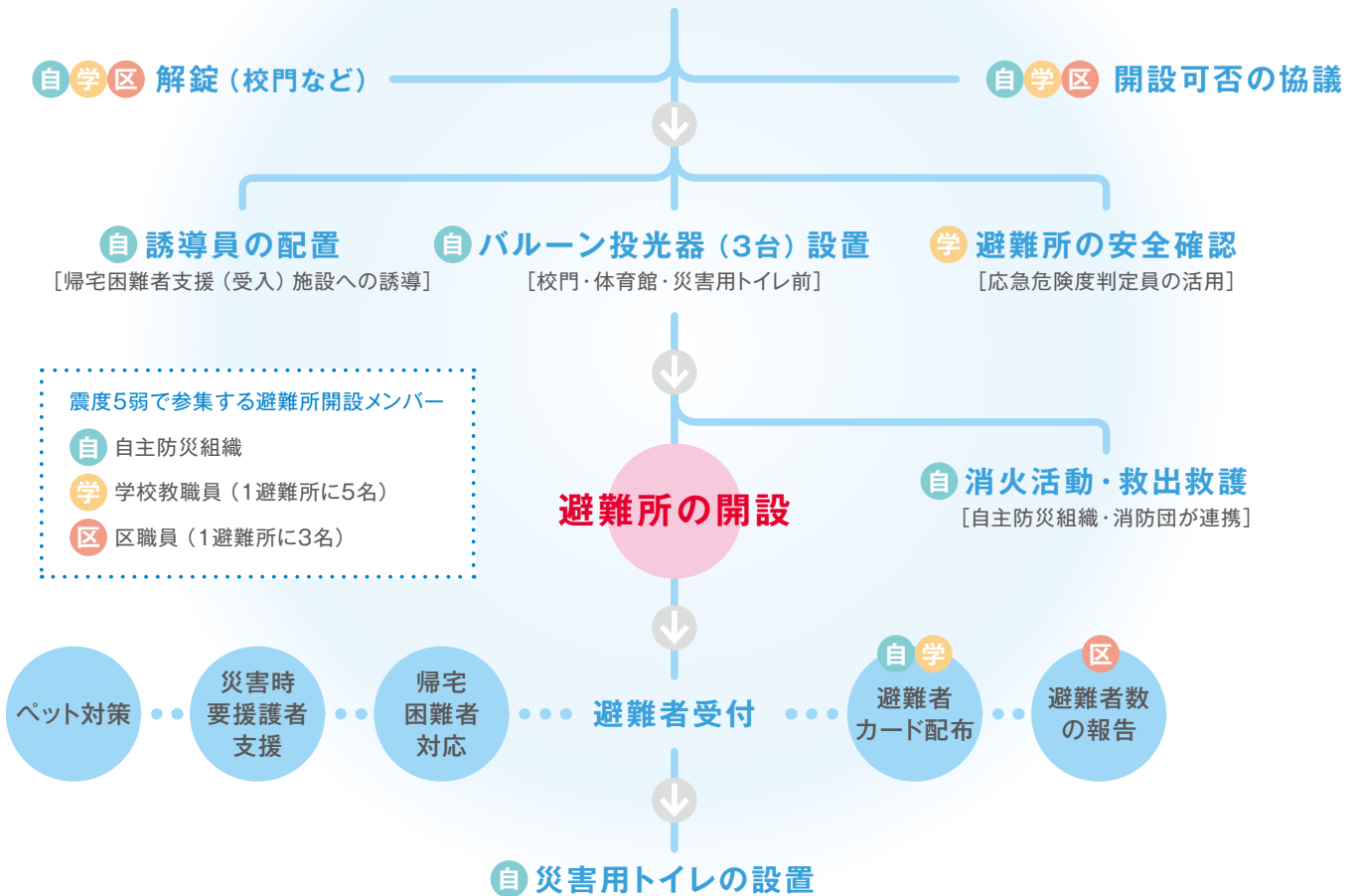
### 避難所開設の流れ

大地震発生

(震度5弱以上)

震度5強以上のときは直ちに避難所を開設します

[震度5弱のときは、自主防災組織・学校教職員・区職員の3者で開設の可否を協議します]







## 災害時要援護者支援



- 単身世帯で「要介護2以上」または「身体障害者手帳2級以上（視覚障害・下肢障害・体幹障害）」の人、「避難支援」を希望する人を、自主防災組織、民生児童委員、安心見守りサポート協力員が連携して支援します。
- 特別な支援を必要とする子どもや障害のある子どもは、通学・通所先の施設へ家族と一緒に避難します。

### ❗ 向こう三軒両隣が声を掛け合って

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などで脱出できなくなった人のうち、約8割は家族や近隣住民に助け出されました。災害時は、向こう三軒両隣の自助・共助が力を発揮します。

対象者	避難先と支援内容
特別支援学級に通う児童・生徒 [小学校] 神南/臨川/幡代/富谷/渋谷本町学園 [中学校] 鉢山/上原/渋谷本町学園	通い慣れた学校で顔見知りの先生の支援を受ける
発達障害のある児童・生徒	通学先の小中学校の特別支援教室へ避難する
「はあとびあ原宿」「生活実習所つばさ」へ通う人	通所先の施設で専門職員の支援を受ける

## 帰宅困難者対応



- 交通機関の運行がストップしたときは、大学やホテルなどの「帰宅困難者支援（受入）施設」を開放し、水やトイレを提供して混乱を回避します。  
※帰宅困難者支援（受入）施設は、42ページの帰宅困難者支援マップを参照してください。
- 渋谷駅周辺の事業者で組織された「渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会」が、区と連携して帰宅困難者対策にあたります。
- 全日本不動産協会渋谷支部と東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部の加盟店舗も、「帰宅困難者支援協力施設」として水やトイレを提供します。
- 渋谷区災害用ポータルサイトを活用し、帰宅困難者に支援（受入）施設の開設状況などを知らせます。

## ペット対策



- 犬・猫・小鳥などのペットは飼い主と同行避難し、避難所内の「ペット専用スペース」で飼い主の責任により飼育します。

※自主防災組織と学校長等の施設管理者が事前に協議し、ペット専用スペースを指定します。

- ペット専用スペースに入るには、事前に狂犬病予防接種などの伝染病予防対策が必要です。
- 飼育に必要な用具（ケージ・食餌など）は、飼い主が用意します。

### ❗ 日頃からの備え

#### ペットのしつけと健康管理

避難所でのトラブル防止のため、日頃からしつけ（まて、ふせ、キャリーバックに慣らすなど）や健康管理（ワクチン、ノミ駆除など）を行いましょう。

#### 避難生活の備え

ペットシート、ペットフード、水、薬やリードなどを入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

#### マイクロチップによる個体識別

犬や猫の所有者は、動物愛護管理法でマイクロチップの装着等が定められています。

## 6 「医療救護所」とは？

### 1 大地震でけがをしたときは？

#### 阪神・淡路大震災の教訓

救出現場など病院外でのトリアージ（患者選別）がほとんど行われなかったため、医療機関には、軽症者、重症者などの患者が選別されずに殺到しました。（内閣府ホームページより）



けがをしたときは、“医療救護所”へ

医療救護所では、災害で被災した傷病者を診療します。

**トリアージ** 医師等が、傷病者の緊急度に応じて搬送や治療の優先順位を決めます。重症者を見分け、可能な処置を行うとともに、専門的治療を行う区拠点病院等へ搬送します。

**応急処置** 軽症者には、応急処置を行います。



持病のある人は、常用薬やお薬手帳を忘れずに用意しておきましょう。

### 2 発災後3日間程度の医療体制

区内で震度5強以上の地震が発生した場合、“医療救護所”が開設され、災害時医療が開始されます。

渋谷区の医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療従事者が、各医療救護所に参集し、災害時医療にあたります。また、区職員（3名）が参集し、医療救護所の開設に協力します。（9ページの地図参照）



日頃から、医療救護所の位置を確認しておきましょう。

医療救護所

受付簿記入



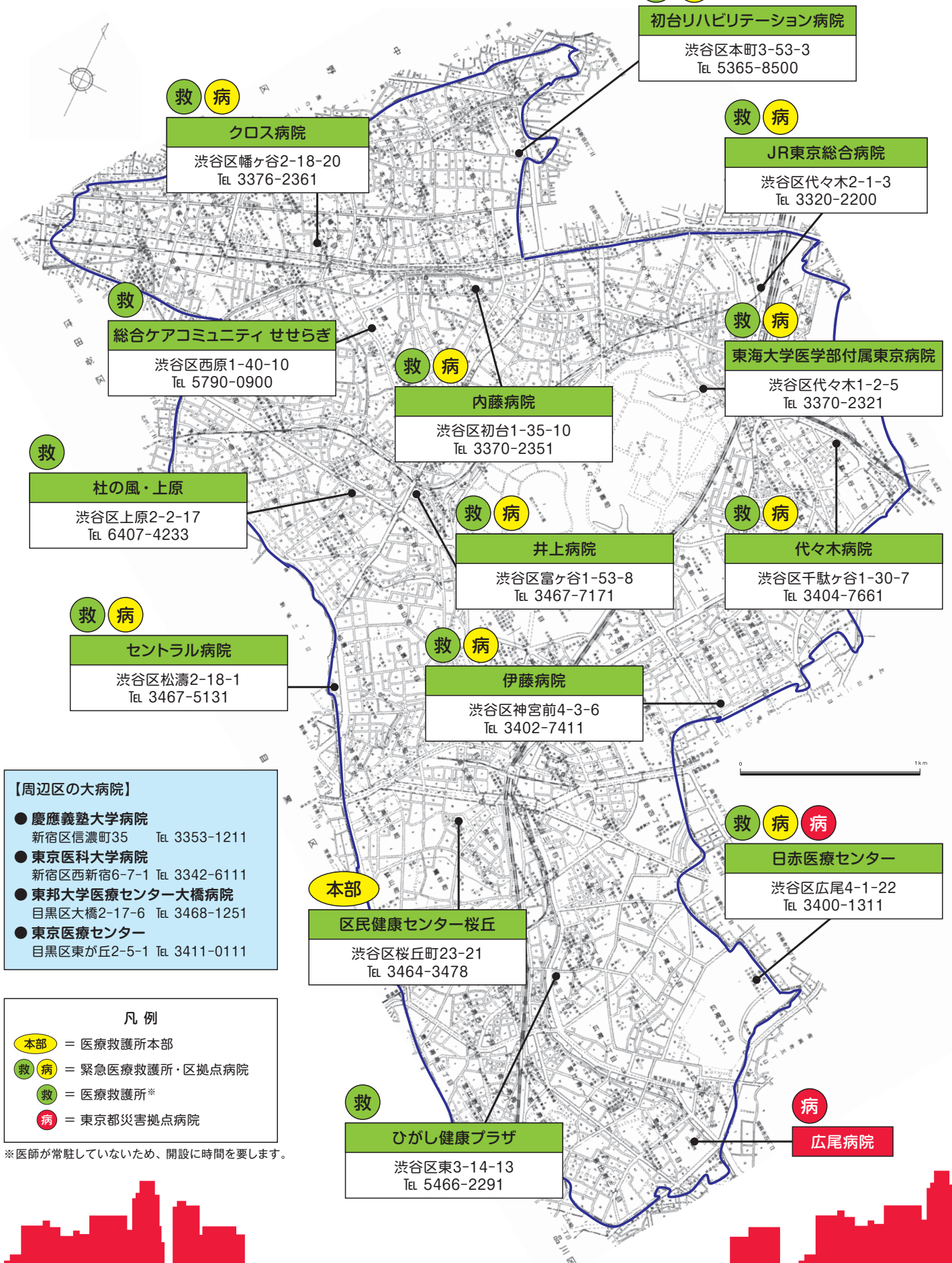
トリアージ  
応急処置



重症者を  
区拠点病院等  
へ搬送



### 3 医療救護所・区拠点病院等マップ





# 7

## 子どもの安否情報をお知らせします

渋谷区では、震度5弱以上の地震が発生した場合、安否確認メールシステムにより、保護者にメールを送信し、保育園、区立幼稚園・認定こども園の園児、区立小中学生の安否情報等をお知らせします。なお、私立幼稚園は、各園が保護者にメールを送信し、園児の安否情報等をお知らせします。いずれの情報も渋谷区災害対策本部が把握し、保育園、学校等に適切な指示を行います。

震度5弱以上で  
メールの送受信

- 開園・開校時は、保護者に子どもの安否や施設の被害状況を送信します。
- 閉園・閉校時は、保護者が子どもの安否情報を送信してください。



### 1 発災時のルール

開園・開校時  
の原則

保護者の引き取りがあるまで、子どもは、園や学校で教職員と待機します。  
(放課後クラブも同様です)

登下校中  
の原則

建物倒壊や火災の心配がなく、教職員がいる「学校避難」を原則とします。  
ただし、保護者が家にいて、すぐに家に戻れる場合は自宅へ避難します。

### 2 メール登録のお願い

まだ、メール登録をしていない場合は、すぐに登録をお願いします。  
登録方法は、通園・通学先に問い合わせてください。メールが使えない場合は、通園・通学先と事前に連絡方法を確認してください。



### 3 災害用伝言ダイヤルを活用する

メール等が使えない場合の保護者と学校の安否情報のやり取りの方法として、災害用伝言ダイヤルが有効です。また、家族間での連絡手段として活用してください。



大地震が発生すると固定電話も携帯電話も通信規制が行われるため、発災当日は通話が困難となります。また、**FAX機能のついた固定電話**は電気を必要とするため、停電中は使用できません。なお、**携帯電話のメール**はおおむね利用できますが、**送信が大幅に遅れる**おそれがあります。



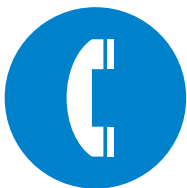
#### 主な連絡手段



NTT東日本の「災害用伝言ダイヤル171」(毎月1・15日に体験可)



携帯電話会社の「災害用伝言板」や「災害用音声お届けサービス」  
(毎月1・15日に体験可)



公衆電話、避難所に設置される災害時特設電話  
(地域の防災訓練で体験可)

「あの人がいない」でおぼえよう171

**災害用伝言ダイヤル171**

- 伝言の録音 **171+1+** 自分の家の電話番号など
- 伝言の再生 **171+2+** 自分の家の電話番号など

このほか、災害用ブロードバンド伝言板や携帯電話各社の災害用伝言板もあります。

区立の小中学校などの避難所には、災害時特設電話(発信専用)が5台用意されています。

171は、固定電話・携帯電話のいずれからでもかけられますが、伝言を録音できるのは、被災地(概ね都道府県単位)の固定電話の番号のみです。

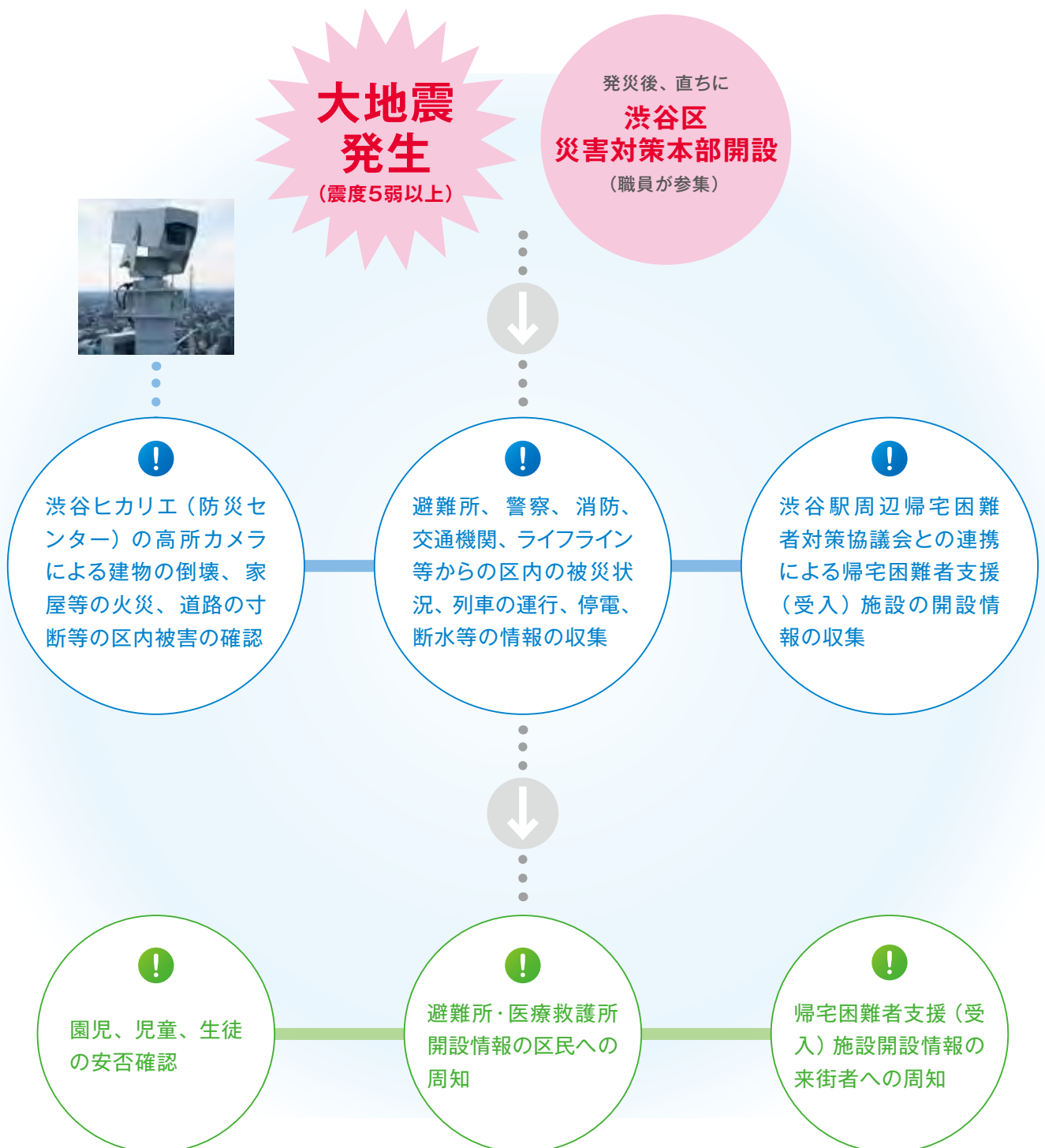


# 8

## 震災時には災害対策本部を開設します

### 1 災害対策本部の開設と役割

震度5弱以上の地震が渋谷区で発生した場合に、直ちに災害対策本部を立ち上げます。地域の被害状況を情報収集し、避難勧告等の重要な情報を区民にお知らせします。





## 2 災害対策本部における情報の受発信

災害対策本部は、関係機関、避難所、医療救護所などから災害情報をいち早く収集し、区民へお知らせします。また、保育園児や幼稚園児、小中学生の保護者に向けて、子どもの安否情報をメールで連絡します。来街者には、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会と連携して帰宅困難者支援（受入）施設の開設状況をお知らせします。



### 関係機関との連絡

- |              |           |             |                      |
|--------------|-----------|-------------|----------------------|
| ● 渋谷警察署      | 3498-0110 | ● 東京電力      | 0120-995-002         |
| ● 原宿警察署      | 3408-0110 | ● 東京ガス      | 0570-002211 (ナビダイヤル) |
| ● 代々木警察署     | 3375-0110 |             | 3344-9100 (IP電話の場合)  |
| ● 渋谷消防署      | 3464-0119 | ● JR東日本 渋谷駅 | 050-2016-1600        |
| ● 都水道局 渋谷営業所 | 5784-0766 | ● 東急電鉄      | 3477-0109            |
|              |           | ● 東京メトロ     | 0120-104-106         |

### 安否状況の保護者への連絡

園児と小中学生の安否状況を保護者にメールで連絡します。  
※10ページをご覧ください。

### 避難所等からの情報

建物倒壊や火災、避難所の開設状況を把握します。  
※各地区の避難所は20ページ以降の地図をご覧ください。

### 医療救護所関係情報

渋谷区の医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、医療救護所を開設します。  
※区内の医療救護所は9ページをご覧ください。

### 帰宅困難者支援(受入)施設関係情報

渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会と連携し、帰宅困難者を支援（受入）施設に誘導します。  
※帰宅困難者支援（受入）施設は42ページをご覧ください。

防災センター（ヒカリエ）  
3498-9408～9

# 9 わが身と家族を守る事前の備え

## 1 自宅を耐震改修(補強)する

### 阪神・淡路大震災の教訓

死者6,400人余のうち多くは、建物倒壊や家具の転倒による圧死、窒息死が原因でした。とりわけ、昭和56年(1981年)5月31日以前に工事に着手した木造住宅に被害が集中しました。また、倒壊家屋が道路をふさいだり、火災の延焼を誘発したりするケースも多く発生しました。



- 建築士などの専門家に、自宅の構造、基礎や土台の状態、壁や天井の強さなどの点検を依頼します。  
→ 区の「木造住宅耐震診断コンサルタント派遣」(15ページ)をご利用ください。
- 点検の結果、耐震性に問題がある場合は、基礎をコンクリートで補強する、壁の量を増やすなどの改修・補強をします。  
→ 区の助成制度(15ページ)をご利用ください。



### 耐震改修(補強)が必要となる場合【例】

- 昭和56年(1981年)5月31日以前に建築工事に着手した。
- 柱と柱の間に斜めの補強材(筋かい)が少ない。
- 合板を使った強い壁(耐力壁)になっていない。
- 1階部分に窓や出入口が多く、家を支える壁が少ない。
- 1階が店舗や車庫で、2階に比べて強い壁や柱の量が少ないか、あってもバランスよく配置されていない。
- シロアリ被害、または水回りの壁や柱の腐食がある。



↑筋かいを入れたもの



↑構造用合板を釘などで打ち付けたもの





区のサービスをご利用ください。

問 まちづくり課 ☎ 3463-2647

昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅や分譲マンションを対象に、耐震化に関する助成を行っています。

木造住宅耐震  
診断コンサルタント  
派遣（無料）



無料で耐震診断コンサルタントを派遣し、耐震診断を実施します。

木造住宅  
耐震改修助成



区の無料耐震診断の結果、耐震改修が必要となった木造住宅の所有者に工事費用の一部を助成します。ただし、限度額（所有者の年齢などや工事内容等により56万円～150万円）があります。

木造住宅  
簡易補強助成



区の無料耐震診断の結果、倒壊の危険性があるにもかかわらず、耐震改修工事が困難な住宅に、一室だけ補強を行う工事費用を助成します。（限度額18万円）

耐震シェルター・  
防災ベッド設置助成



木造住宅に住む65歳以上の高齢者や避難困難者に、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用を助成します。（限度額50万円）



分譲マンションの  
耐震化支援制度



規模や必要な要件を備えた分譲マンションを対象に、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に必要な費用の一部を助成します。

耐震相談会（無料）



専門の建築士が、お住まいの建築物の耐震診断や耐震改修、建て替えなどの相談に応じています。事前に予約が必要です。



## 2 家具類の転倒やガラス飛散を防止する

### 阪神・淡路大震災の教訓

負傷者は、重傷8,800人、軽傷35,000人の計43,800人に及びました。これらの負傷原因は、「家具の転倒」約49%、「棚などからの落下物」約16%、「落下したガラス」が約11%でした。（神戸市消防局の調査）



取るべき  
対策

- 家具や照明器具を、壁・床・天井などに金具で固定します。金具を使えないときは、ポール式、ストッパー式などの器具を併用します。
- ➔ 区の金具取り付け（無料）や金具等の購入費用補助（17ページ）をご利用ください。
- 食器棚や窓ガラスに、ガラス飛散防止フィルムを貼ります。
- 家具類の転倒、ガラスの飛散、閉じ込めなどの危険がない「安全ゾーン」を決めておき、懐中電灯と運動靴をいつでも持ち出せるよう用意します。

ガラス飛散  
防止フィルム

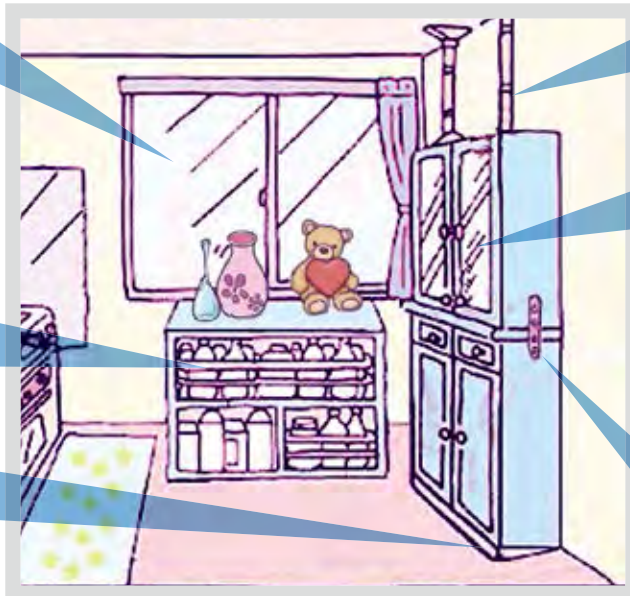
ポール式器具

ガラス飛散  
防止フィルム

ビン類落下  
防止具

ストッパー式器具

家具連結金具



壁や床に穴を開けられず金具を使えない場合は、  
上図の食器棚のように複数の方法を併用するのが効果的です。



区のサービスをご利用ください。

問 地域防災課 ☎ 3498-9408

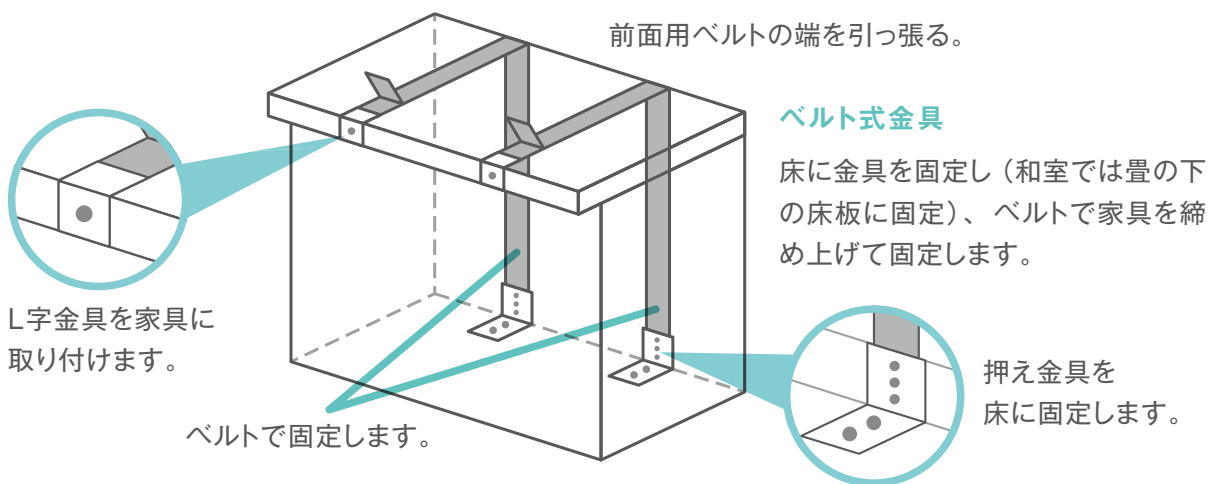
### 家具転倒防止金具の取り付け（無料）



区内在住で、65歳以上の高齢者のみの世帯や、障害者手帳を持つ人がいる世帯に対し、ベルト式金具などを1世帯につき家具3つまで無料で取り付けます。



渋谷区ホームページ



### 家具転倒防止金具等購入費用の補助



区内在住の世帯に対して、家具転倒防止金具等の購入費用を、1世帯につき10,000円を上限に補助します。



渋谷区ホームページ

#### ● 主な購入金具の例



#### ポール式器具

天井と家具の隙間に差し込み、家具を固定します。



#### ガラス飛散防止フィルム

窓や食器棚のガラス面に貼り、破片が飛び散るのを防ぎます。



#### 開き戸ストッパー

家具の内側に取り付け、扉の開放を防ぎます。



### 3 在宅避難に必要な物をそろえる

#### 首都直下地震の被害想定

ライフラインの復旧までに、上水道は数週間、下水道とガスは1か月以上かかることも想定されます。また、広い範囲で停電し、電気の供給量は約5割に低下します。特に、水道については断水の影響で水洗トイレが使えなくなります。「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月 中央防災会議公表)



- 自分と家族に必要な物を、最低3日分～1週間分を目安に用意します。
- ➔ 区では、区内在住の人を対象に防災用品のあっせんを実施しています。詳しくは、地域防災課 (TEL:3498-9408) へお問い合わせください。



渋谷区ホームページ



#### ！各家庭で必ず用意するもの

##### ■ 水



飲料水だけでも、1人1日3リットル、3日分で9リットル必要です。生活用水には、汲み置き風呂水などを活用します。

##### ■ 食料



水を使用しない乾燥米、レトルト食品、缶詰などを用意します。定期的に消費して買い足しましょう。

##### ■ トイレ用便袋



断水で自宅トイレが排水できない場合に備え、便器にかぶせて使う便袋を用意します。

#### ！ライフラインの停止や個人の事情に応じて用意するもの [例]

##### ■ カセットコンロ

##### ■ 懐中電灯

##### ■ ホイッスル

##### ■ メガネ (コンタクトレンズ)

##### ■ 処方箋控え (おくすり手帳)

##### ■ アレルギー対応食品



# 各種資料

## 防災地図の見方

地図に示した場所や施設の利用目的は、下表のとおりです。最寄りの「避難場所」「避難所」「医療救護所」を確認し、それぞれ建物やブロック塀の倒壊、火災延焼などの危険がないルートを2つ以上決めて、実際に自分で歩いておきましょう。(4ページ参照)

場所・施設	利用目的
避難場所	火災の延焼拡大などによる危険から身の安全を確保するため ※渋谷駅周辺は、建築物の不燃化が進み、延焼拡大のおそれがないため「地区内残留地区」とされ、避難場所は指定されていません。
避難所	家屋の倒壊や焼失などで被害を受けた区民が一時的に生活するため
二次避難所	避難所に避難した区民のうち、介護を必要とする高齢者や障害者などが生活するため
医療救護所	限られた医師や看護師、資器材を集中して、多数の負傷者に対応するため
拠点病院	医療救護所では救護が困難な重傷者等の医療を行うため
応急給水施設	水道施設が被害を受けたときに、施設が復旧するまでの間、必要な飲料水などを確保するため

※避難所は、防災地図の表で、自宅の属する町会・自治会が使用する主な避難所を確認してください。なお、地番によっては表に記載のない避難所を使用する場合もあるので、詳しくは各町会・自治会の代表者や役員に確認してください。

※自宅がどの町会・自治会に属するのかわからない場合は、地域振興課(TEL 3463-1649)または近くの出張所に問い合わせてください。

## 帰宅困難者支援マップの見方

帰宅困難者支援(受入)施設とは、地震発生によって交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になった人が、安全な徒歩帰宅が可能になるまでの間、一時待機をするための施設です。渋谷区では、区民と帰宅困難者が避難先で一緒になり、混乱を招くことがないように、「区民は小中学校などの避難所」、「帰宅困難者は大学やホテルなどの帰宅困難者支援(受入)施設」を利用するよう取り決めています。(6・7ページ参照)

発災時には避難所、医療救護所、帰宅困難者支援(受入)施設の開設状況を、「渋谷区防災ポータルサイト」でお伝えします。

# 「わが家の防災メモ」

家族構成	氏名（フリガナ）	生年月日	年齢	性別	血液型	治療中の病気	薬や食物のアレルギー
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
						有・無	有・無
★病気やアレルギーが「有」の場合は、備考欄に必要事項を記入する。							
ペット	名前	動物種（品種）	性別	特徴	犬の登録	狂犬病 予防注射	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
緊急連絡先	※災害用伝言ダイヤル「171」を録音する番号も決めておく。						
避難先	一時集合場所： 避難場所： 避難所：						渋谷区 ホームページ (一時集合場所)
自主防災組織名 (町会・自治会名)							
非常時持出品の 主なもの  ※登山やキャンプに必要なものをイメージしてみましよう。	貴重品	<input type="checkbox"/> 現金（小銭も） <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証					
	避難用具	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ホイッスル（笛） <input type="checkbox"/> リュックサック					
	医療品	<input type="checkbox"/> 絆創膏、消毒液、包帯など <input type="checkbox"/> 処方箋の控え（おくすり手帳） <input type="checkbox"/> 常用薬					
	衛生用品	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 生理用品					
	生活用品	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> メガネ（コンタクト） <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ライター（マッチ） <input type="checkbox"/> 万能ナイフ <input type="checkbox"/> ポリ袋・ビニール袋 <input type="checkbox"/> 新聞紙					
	衣類品	<input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 雨具・防寒具 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> タオル					
食料品	<input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> アレルギー対応食品 <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> ペットフード						
備考	★治療中の病気が「有」の家族は、病名、かかりつけの病院、常用薬、注意事項などを記入する。 ★薬や食物のアレルギーが「有」の家族は、薬品名、食品名、注意事項などを記入する。						

# 渋谷区民防災マニュアル

平成27年7月発行

編集・発行 渋谷区危機管理対策部

〒150-8510

東京都渋谷区渋谷2-21-1

渋谷ヒカリエ8階

☎ 03 (3498) 9408~9

